

# 山梨県公報

第百五十九号

令和三年

一月十八日

月 曜 日

## 目次

### 告示

- 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示……………九
- 保安林の指定の予定(二件)……………九
- 道路の供用開始……………一〇
- 甲府都市計画河川事業の施行について……………一〇
- 甲府都市計画道路事業の施行について(二件)……………一〇

## 告示

### 山梨県告示第六号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年一月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(平成十七年山梨県告示第二百一号の二)の一部を次のように改正する。  
本則の表に次のように加える。

|                                |             |                  |             |
|--------------------------------|-------------|------------------|-------------|
| 三十二 山梨県職員(任期付研究員) 選考採用試験(燃料電池) | 人物試験の得点及び順位 | 合否通知を発送した日から一か月間 | 山梨県産業技術センター |
|--------------------------------|-------------|------------------|-------------|

### 附則

この告示は、公布の日から施行する。

### 山梨県告示第七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和三年一月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 保安林の所在場所 山梨市牧丘町牧平字神子屋敷三一六(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和三年一月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 保安林の所在場所 笛吹市御坂町藤野木字馬草場一九〇二の三

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字馬草場一九〇二の三(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び  
笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和三年二月八日まで一般の縦覧に供する。

令和三年一月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

| 道路の種類 | 路線名   | 区間  | 延長<br>(メートル) | 供用開始の<br>期日    |
|-------|-------|---|--------------|----------------|
| 一般国道  | 四百十三号 | 南都留郡道志村字谷相七七四四<br>番一地从先から<br>南都留郡道志村字谷相七七二四<br>番四地先まで | 一〇二・〇        | 令和三年一<br>月二十七日 |

公 告

● 甲府都市計画河川事業の施行について

甲府都市計画河川事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和三年一月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画河川事業 濁川
  - 二 施行者の名称 山梨県
  - 三 事務所の所在地 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所
  - 四 事業地の所在
- 1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

● 甲府都市計画道路事業の施行について  
甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和三年一月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画道路事業三・三・一号和戸町竜王線
  - 二 施行者の名称 山梨県
  - 三 事務所の所在地 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所
  - 四 事業地の所在
- 1 収用の部分 変更なし（山梨県甲府市朝氣二丁目、城東二丁目及び中央五丁目地内）

2 使用の部分 なし

● 甲府都市計画道路事業の施行について

甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和三年一月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画事業の種類及び名称 甲府都市計画道路事業三・三・一号和戸町竜王線
- 二 施行者の名称 山梨県
- 三 事務所の所在地 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所
- 四 事業地の所在

- 1 収用の部分 変更なし（山梨県甲府市中央五丁目地内）
- 2 使用の部分 なし